

高齢者福祉課からのお知らせ

70歳以上の皆さんへ 高齢者バス運賃助成事業について

市では、高齢者の皆さんの地域活動や文化活動等の社会参加の機会を促進するため、70歳以上のかたを対象に阪急バスを利用した高齢者バス運賃助成事業を実施しています。4月から、これまでの「年間3,000円を助成する制度」に代わり、「バス乗車時に割引証を提示することにより運賃の半額で利用できる制度」を復活する準備を進めています。現在、市議会で予算の審議がされており、確定次第、該当するかたに「割引証」をご自宅へ郵送し、広報紙等で詳細をお知らせします。

◆ 平成20年度エイジレス・ライフ実践者、社会参加活動事例募集 ◆

内閣府ではエイジレス・ライフ(年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る)を実践している高齢者、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループを募集しています。

◆エイジレス・ライフ実践者
次のいずれかを実践している、おおむね65歳以上のかた

①過去に培った知識や経験を活かし、高齢期の生活で社会に還元し活躍しているかた
②自らの時間を活用し、近所づきあいや仲間うちなどの支え合い活動に積極的に貢献しているかた
③中高年から一念発起して、物事を成しとげたかた
④壮年期において達成した地位や体面などにとらわれことなく、高齢期を新しい価値観で生き生きと生活しているかた
⑤自らの努力、習練等により、優れた体力、気力等を維持し活躍しているかた
⑥地域社会の中で、地域住民のリーダーやコーディネーター的な役割を發揮し、生き生きと生活しているかた

◆社会参加活動
積極的な活動を通じ、社会とのかかわりを持ち、生き生きと充実した生活を送り、おおむね65歳以上のかたで構成され、活動しているグループ等

【活動分野】

①支え合い活動(若者へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど)
②趣味
③健康、スポーツ
④生産、就業(起業を含む)
⑤教育、文化
⑥生活環境改善
⑦安全管理
⑧福祉、保健
⑨地域行事、自治会
⑩その他

【推薦方法】
高齢福祉課に、推薦書類があります。その書類に必要事項を記入し、3月26日(水)までに高齢福祉課へ提出してください。

4月1日から指定管理者運営を開始


地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理運営、民間業者を含む幅広い団体が、議会の議決を経て管理運営の代行ができるようになりました。市では、4月1日から下記の施設について、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者による管理運営を行います。指定期間は、いずれも本年4月から平成25年3月までです。芦屋市聖苑は引き続き指定管理者による運営で、芦屋市立養護老人ホーム和風園は新たに指定管理者による管理運営になります。

| 施設名 | 指定管理者名 | 所管課 |
|----------------|------------|-------------------|
| 芦屋市聖苑 | 太陽榮炉工業株式会社 | 環境課 ☎38-2050 |
| 芦屋市立養護老人ホーム和風園 | 社会福祉法人聖徳園 | 高齢福祉課 ☎38-2044 |

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

いきいきシネマサロン

佐賀のがばいばあちゃん



笑顔でいきんしゃい。「悲しい話は夜するな。どんなにつらい話も、昼したら大したことない」
原作・島田洋七／監督・倉内均／出演 吉行和子・浅田美代子・山本太郎・工藤夕貴・緒形拳・三宅裕司・島田紳助

■日時 3月22日(土)①午前10時～②午後1時～③午後3時30分～ ■会場 ルナ・ホール

■入場料 中学生以上1,000円小学生500円<当日券のみ>全席自由>※チラシまたは掲載広報紙持参で、中学生以上100円引き

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

後期高齢者医療の被保険者証 3月下旬までに送付

4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳(一定の障がいがあり、申請により認定を受けたかたは65歳)以上のかたは、この制度の被保険者となります。後期高齢者医療の被保険者証は、ミニパンフレットと一緒に3月下旬までに送付します。3月末までに被保険者証が届かないときは、市の窓口にお問い合わせください。また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けているかたは、後期高齢者医療の認定証や受療証を被保険者証と一緒に送付します。

■医療機関等で医療を受けるとき
四月一日以降は、送付された後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。今までの老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使えません。医療機関等の窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を必ず提示してください。

なお、医療機関等の窓口での負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況によって変更されることがあります。

■後期高齢者医療の給付
老人保健と同様の給付が受けられるほか、葬祭費や新たに高額介護合算療養費が支給されます。給付の申請は今までどおり、市の担当窓口で手続きしてください。

■老人保健の障がい認定を受けている六十五歳以上七十五歳未満のかた
そのまま後期高齢者医療の被保険者となりますが、本人の申請により後期高齢者医療への加入を取り下げることで、被保険者とならないこともできます。その場合は、三月末までに市

の担当窓口で手続きしてください。また、後期高齢者医療の被保険者となった後でも、いつでも将来に向かつて後期高齢者医療への加入を取り下げることができます。

■四月二日以降に後期高齢者医療の被保険者となるかた
七十五歳の誕生日当日から後期高齢者医療の被保険者となります。新しい被保険者証は誕生日までに送付します。また、一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受け六十五歳以上のかたは、認定日当日から被保険者となります。

■保険料
保険料は、被保険者一人一人に賦課されます。

平成二十年度の保険料は、均等割額(四万三千九百二十四円)と所得割額(基礎控除後の総所得金額等×8.07%)を合算した額です。ただし、五十万円が上限となります。

【低所得者への軽減】
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減(所得が確認できている被保険者は、申請しなくても適用されます)。

【被用者保険の被扶養者への軽減】
資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であったかたは、資格取得日の属する月以降、二年を経過する月までの間に限り、均等割額の五割が軽減され、所得割額は課せられません。

さらに平成二十年度の特例措置として、平成二十年四月から九月までは、保険料が徴収されず、十月から平成二十一年三月までは九割軽減されます。※被用者保険の被扶養者とは、政府管掌健康保険、健康保険組合、各共済組合などの医療保険の扶養家族のことです。国民健康保険や国民健康保険組合に加入しているかたは該当しません。

【保険料の納付開始時期】
特別徴収のかた
今年の四月一日現在で七十五歳以上となるかたのうち、年金から保険料が天引きになるかたは、今年の四月に支給される年金から納付することになります。

●普通徴収のかた
本年七月から納付してください。

【保険料額の通知】
保険料額の決定通知書は、七月に送付(特別徴収のかたは、仮徴収額の決定通知書を、四月上旬に送付)します。

■広域連合の役割と市の事務
この制度の運営は、県内すべての市町で構成された県後期高齢者医療広域連合が行います。

市では、被保険者証の引渡しや保険料の徴収、各種届け出、申請の受付等の窓口業務を行います。

老人保健と同様に、各種届け出や申請は、今までどおり、市の担当窓口で手続きしてください。

第54回 市民寄席「桂米朝一門会」

■日時 4月4日(金)午後6時30分開演
■会場 ルナ・ホール
■料金 3,500円(前売3,000円)<全席指定>*好評発売中

【出演と演目】 桂米朝「よもやま噺」/桂南光「素人浄瑠璃」
桂都丸「はてなの茶碗」/桂すずめ「高倉狐」
桂二乗「つる」

【チケット販売所】
市役所内売店、市民センター事務所、市民センター内
グリル業平、ローソン・チケット(Lコード59475)

桂 米朝

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

まちづくり懇談会 Q&A

■ 芦屋では、医療ごみなら、出た先、たとえば病院とか薬局に返し、そこで処理してもらいなさという指示になっていくようですが、必ずしも徹底されていないようです。在宅医療は増える傾向にあるので、登録制にして有料で回収するとかの制度は考えられませんか。

■ 現在、医療ごみは医療機関に引き取っていますが、この件は全国的にも大きな問題になっていくと思います。将来的な問題として対応していきます。

■ 民間の駐車監視員が活動を始めたが、市内の現状を教えてください。

■ 十月から市内でも駐車監視員の制度が始まっています。二人一組で三組が市内で活動していま

■ 安心安全のまちということがよく言われるが、具体的にどんなイメージを持ってほしいのでしょうか。

■ 事故のない、犯罪のない、災害のないまちが身近な意味では安全安心なまちということでしょうか、われわれは大きな震災を経験して、各地域で防災グループや防犯グループができて非常にいい取り組みを地域ですていたでいていと考えています。行政でできることも本当に限られていますし、それをカバーする上で、自分たちのまちは自分たちで守るんだという意識が高くなってきたと思います。今年の八月にある雑誌で「安心して住めるまち」全国ランキングが発表され、芦屋市は全国で第十三位ということでした。上位十位までが東京近郊ということですから市では全国で三番目ということでは

最近、市内に子どもが増えています。三条小学校が廃校になったあと山手小学校に教室数の余裕をもっとおいてほしいと廃校の時には強く言っていましたけれども、三十五人学級の関係もあって山手・朝日ヶ丘・岩園の三つの小学校で来年は教室が足りないという状況になっています。

■ この間、土砂災害について県で調査された結果が奥池町に全員配られ

たんですが、特に心配しているのが集会所・消防署の区域がイエローゾーンに入っていることです。これを将来市はどのように考えているのか。

■ この九月に県がそういつた区域に指定し、自治会の皆さんに説明を行なったということも承知しています。

■ 現在、山手・岩園小学校で教室が足りない状況です。芦屋の出生率は上がりつつありますが、震災後、まちが整備されることにより、マンションが多く建ちだしたという中で、転入児童の数が非常に多くなっています。山手小学校では仮設校舎を建てる場所がないという中で、場合によっては多目的ホールを一時転用する必要も出てきました。岩園小学校については、四教室を仮設で建てたので、乗り切れると見込んでいます。朝日ヶ丘小学校については、今後児童が大きく増える見込みはありません。現在、県では、将来的には四年生まで三十五人学級にしたという通知はありますが、来年度にそうなるかどうかはまだわかりません。仮に四年生まで三十五人学級になったとしても、山手小学校で多目的ホールを転用すれば対応でき、またその他の小学校は今の状態でも対応できる見込みです。

平成19年度「まちづくり懇談会」開催報告



今年度も、芦屋市自治会連合会主催の「まちづくり懇談会」が、市内二会場で開催されました(十一月二十二日、二十三日)。市からは、市長・副市長をはじめ部長等、芦屋警察署の幹部が出席しました。二会場での参加者は、延べ五十八人で、三十九項目の「まちづくり」への積極的なご意見・ご要望がありました。その一部をご紹介します。

※「概要報告書」は、三月二十日以降、市役所北館行政情報コーナー・図書館の公民館・ラポルテ市民サービスコーナーで閲覧できます。

今年度は、市民参画課 ☎38-2007

◆ご意見・ご要望 >>> 各会場一覧

■ 芦屋浜管理センター大会議室<18項目>
駐車監視員制度について/駐車禁止の除外標章について/陽光町バス停付近への信号機設置について①/阪急バスの乗り継ぎ運賃について/あゆみ橋の照明について/鳴尾御影線のバリアフリー化について/在宅医療ごみの回収について/陽光町バス停付近への信号機設置について②/南浜町の火花騒音について/南芦屋浜開発の進捗状況等の説明について/親水公園への流水について/南芦屋浜地区の集会所について/自治会掲示板の設置場所について/阪急芦屋川駅周辺の排水について/阪急芦屋川駅周辺の道路浸水時の対応について/川の安全について/土砂災害用ワイヤセンサーについて/安心安全の町のイメージについて

■ 市民センター 401室<21項目>
J R 芦屋駅周辺の喫煙禁止に係る過料について/J R 芦屋駅周辺の不法駐輪について/中央線J Rガード下歩道の自転車通行について/小学生の道徳教育について/庭園都市の具体的なイメージについて/奥池地区の避難場所について/南海地震発生時の想定について/芦屋市の都市計画について/ラポルテ北側橋の有効活用について/道路改良の考え方について/魅力的なまちになるために/市民センターの町内会の優先利用について/スポーツ21について/親水中央公園への時計の設置について/南浜町内の駐車天国について/南浜町内の自治会の組織について/南浜公園の防災倉庫について/市役所窓口での障がい者への対応について/ミズネットの配信内容について/小学校教室数の不足について/人口増と税収の関係について

NHK公開セミナー「源氏物語千年紀」

■日時 4月18日(金)午後2時～3時30分 ■会場 ルナ・ホール

■テーマ 「源氏物語」の原形と現形 ■講師 大阪女子大学名誉教授 片桐 洋一氏 ■申し込み 往復はがき(1枚1人)に、住所・氏名・電話番号を記入し、4月3日(木)(必着)で、公民館「NHK公開セミナー」係へ

※参加者には、京都文化博物館で開催(4月26日～6月8日)の、特別展覧会「源氏物語千年紀」展の招待券(1人1枚)を呈呈します。

問い合わせ 公民館 ☎35-0700(〒659-0068 業平町8-24)

水道豆知識

■ 転入・転出や転居する時の開栓や閉栓について、水道部への届けはどうすればいいのでしょうか?

■ 芦屋市に新たに住む場合、または市内で転居する場合は、使用する前に水道の開栓届を水道業務課へ届ける必要があります。電話でも受け付け(祝日を除く月曜日・金曜日の午前九時～午後五時十五分)です。また、空家で水道を実際に使用していない場合でも、閉栓届がない場合は基本料金を徴収することになりますのでご注意ください。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2084

「平成20年度水質検査計画」を作成しました

水質検査の適正化や透明性を確保するため、水源の特性など芦屋市の地域性に基づき、検査の地点・項目・頻度とその理由などを明記した「平成20年度水質検査計画」を策定しましたので公表します。

※市ホームページ・水道部で公表、水道部窓口で配布します。